

期 間 入 札 の 公 告

令和 8 年 9 月 1 5 日

名古屋地方裁判所民事第 2 部

裁判所書記官 井 畑 弥 雄

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 8 年 9 月 3 0 日から 令和 8 年 1 0 月 7 日 午後 5 時 0 0 分まで
開札期日	日 時 令和 8 年 1 0 月 1 4 日 午前 9 時 3 0 分 場 所 名古屋地方裁判所売却場
売却決定 期日	日 時 令和 8 年 1 0 月 2 8 日 午前 9 時 5 0 分 場 所 名古屋地方裁判所民事第 2 部
特別売却 実施期間	令和 8 年 1 0 月 2 1 日 午前 9 時 0 0 分から 令和 8 年 1 0 月 2 1 日 午後 4 時 0 0 分まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行, 損害保険会社, 農林中央金庫, 商工組合中央金庫, 全国を地区とする信用金庫連合会, 信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限 (民事執行規則 3 3 条)	☆印を付した物件は農地であるので, 権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り, 買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため, 物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 8 年 9 月 1 5 日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。	

物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和7年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1, 2	11, 210, 000 8, 968, 000	一括	2, 242, 000	116, 350	28, 500
1	3, 150, 000				
2	8, 060, 000				



物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 所 在 | 尾張旭市緑町緑ヶ丘 |
| | 地 番 | 1 0 0 番 9 0 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 1 0 7 . 9 3 平方メートル |
| 2 | 所 在 | 尾張旭市緑町緑ヶ丘 1 0 0 番地 9 0 |
| | 家屋 番号 | 1 0 0 番 9 0 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造かわらぶき 2 階建 |
| | 床 面 積 | 1 階 4 0 . 5 7 平方メートル
2 階 3 8 . 9 2 平方メートル |



物 件 明 細 書

令和 8年 8月 7日

名古屋地方裁判所民事第2部

裁判所書記官 井 畑 弥 雄

1 不動産の表示

【物件番号1, 2】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号1, 2】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号2】

本件所有者が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

なし

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります。）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意



味内容は「公法上の規制の詳細説明」を御覧ください。

5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。



物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|----------------------------------|
| 1 | 所 在 | 尾張旭市緑町緑ヶ丘 |
| | 地 番 | 100番90 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 107.93平方メートル |
| 2 | 所 在 | 尾張旭市緑町緑ヶ丘 100番地90 |
| | 家屋 番号 | 100番90 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造かわらぶき2階建 |
| | 床 面 積 | 1階 40.57平方メートル
2階 38.92平方メートル |

令和 8 年(ケ)第 3 号

令和 8 年 3 月 19 日受理

令和 8 年 6 月 3 日提出

現 況 調 査 報 告 書

名古屋地方裁判所

執行官

戸井 智之

物 件 目 録

- | | | | | |
|---|-------|-------------------|-------------|--|
| 1 | 所 在 | 尾張旭市緑町緑ヶ丘 | | |
| | 地 番 | 100番90 | | |
| | 地 目 | 宅地 | | |
| | 地 積 | 107.93平方メートル | | |
| 2 | 所 在 | 尾張旭市緑町緑ヶ丘 100番地90 | | |
| | 家屋 番号 | 100番90 | | |
| | 種 類 | 居宅 | | |
| | 構 造 | 木造かわらぶき2階建 | | |
| | 床 面 積 | 1階 | 40.57平方メートル | |
| | | 2階 | 38.92平方メートル | |

不動産の表示	「物件目録」のとおり			
住居表示	(住居表示未実施)			
土地	物件1			
現況地目	■宅地(物件1) □公衆用道路(物件) □ (物件)			
形状	□公図のとおり □地積測量図のとおり □建物図面(各階平面図)のとおり ■土地建物位置関係図(概略)のとおり □			
占有者及び占有状況	■土地所有者 □その他の者 上記の者が本土地上に下記建物を所有し、占有している □「占有者及び占有権原」のとおり			
下記以外の建物(目的外建物)	■ない □ある(詳細は「目的外建物の概況」のとおり)			
その他の事項	物件1土地の北東側に隣家建物と隣家差し掛けが越境している。			
建物	物件2			
種類、構造及び床面積の概略	■公簿上の記載とほぼ同一である □公簿上の記載と次の点が異なる(□主である建物 □附属建物) □種類: □構造: □床面積:			
物件目録にない附属建物	■ない □ある { 種類: 構造: 床面積:			
占有者及び占有状況	■建物所有者 □その他の者 上記の者が本建物を空き家のまま占有している。 □「占有者及び占有権原」のとおり			
上記以外の敷地(目的外土地)	■ない □ある(詳細は「目的外土地の概況」のとおり)			
その他の事項				
執行官保管の仮処分	■ない [地方裁判所 支部 令和 年()第 号 □ある [保管開始日 令和 年 月 日			
土地建物の位置関係	□建物図面(各階平面図)のとおり ■土地建物位置関係図(概略)のとおり			

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■株式会社 アースモス (東側近接建物 (家屋番号緑町 緑ヶ丘118番1の1 及び緑町緑ヶ丘 118番1の2)) 所 有者) 代表者	1 株式会社アースモス(東側近接建物(家屋番号緑町緑ヶ丘118番1の1及び緑町緑ヶ丘118番1の2))所有者。以下、単に「株式会社アースモス」という。)所有の建物の一部及び差し掛けが物件1土地の東側の一部と尾張旭市が所有する100番88土地に一部越境していますが、建物のその部分及び差し掛けは株式会社アースモスがこの建物を購入した当初から存在しており、いつ建てられたのかは分かりません。 2 株式会社アースモスの建物の一部及び差し掛けは、尾張旭市の土地にも越境していますが、尾張旭市から撤去するようには言われていません。ただし、今後、増改築する際には敷地内に収めるように言われています。 3 株式会社アースモスと物件1土地の以前の所有者Aとの間で作成した覚書があります。覚書には使用料などについての取り決めはなく、現在も使用料などは支払っていません。 (株式会社アースモス代表者より交付を受けた覚書の要旨) ・Aと株式会社アースモスは、株式会社アースモス所有の建物に附属する工作物の一部がA所有の土地に越境していることをお互いに確認した。 ・株式会社アースモスは将来、上記工作物を改築もしくは大規模の修繕等により解体又は工事を行う際に越境状態を解消し、敷地内に工作物を収めるものとする。 ・Aと株式会社アースモスが将来相続、売買等により所有権を第三者に移転した場合も本覚書の内容を承継させるものとする。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(3 枚目)

執行官の意見

- 1 物件1土地及び物件2建物の占有関係について
住民票の記載内容及び現況等から、2枚目に記載のとおり認められる。
- 2 物件1土地の現況等について
 - (1) 物件2建物の敷地として使用されており、南西側で道路に接しており、北東側を尾張旭市所有の雑種地に接している。
 - (2) 北東側は擁壁となっており、北東側の境界は、高さ3メートルの擁壁の下部にあるものと思われる。
 - (3) 擁壁を下った先の物件1土地の北東側には、株式会社アースモスが所有する建物の一部及び差し掛けが越境している。
 - (4) 株式会社アースモス代表者に建物の一部及び差し掛けが物件1土地に越境している経緯を聴取した内容及び物件1土地の以前の所有者Aとの間で作成した覚書の要旨は3枚目のとおりであり、敷地利用権原は不明である。
- 3 物件2建物の現況等について
 - (1) 物件2建物内は施工途中であると見受けられ、トイレの便器が設置されていないなど設備の設置もほとんどされていない状態である。
 - (2) 電気の配線や水道・ガス管などがどの程度まで工事が行われているか不明である。したがって、本件物件の買受人はこれらを認識の上、工事などを自ら行う必要がある可能性がある。
- 4 その他
立入調査時において、債務者兼所有者宛の占有状況等に関する照会文書を物件2建物内に差し置いたが、連絡・回答はなく、立入調査時にも立ち会いはなく、債務者兼所有者からの陳述を得られなかった。

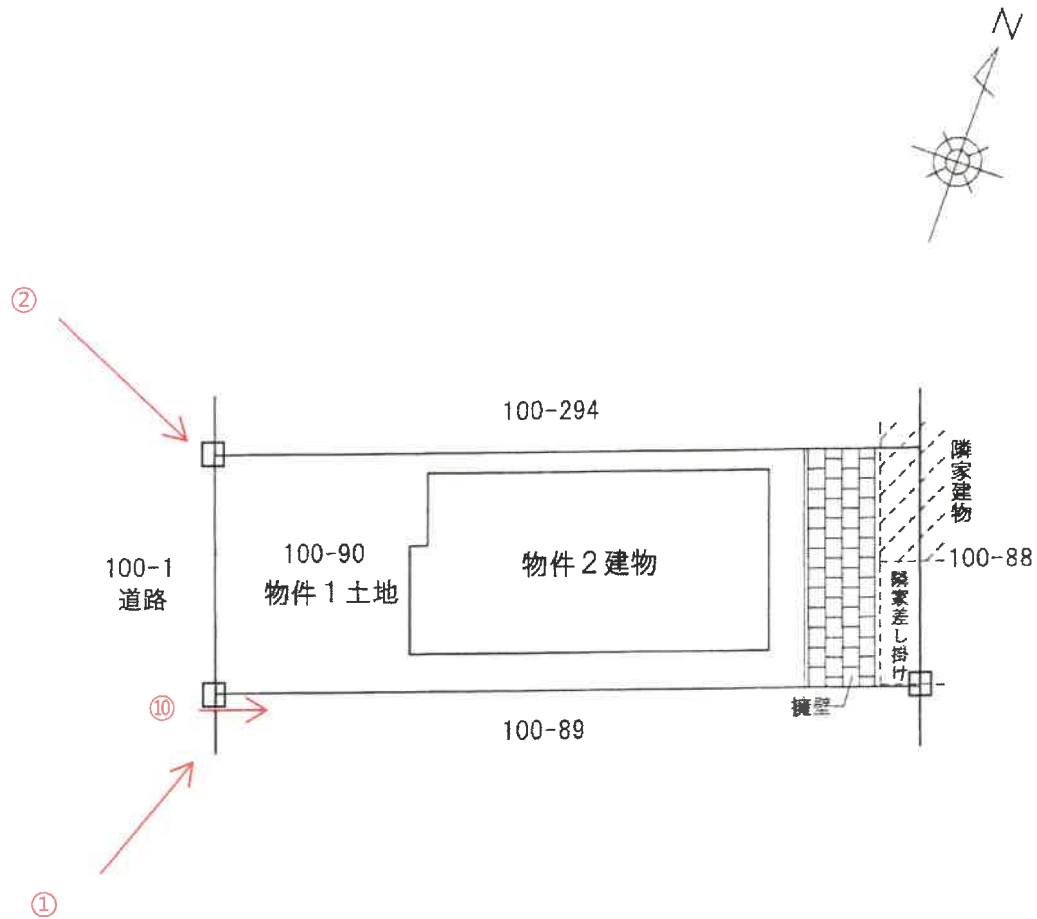
(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(4 枚目)

調 査 の 経 過		
調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
R8年 4月15日 (水) 14:30 — 14:40	尾張旭市役所	債務者兼所有者の住民票交付申請
R8年 4月15日 (水) 15:00 — 15:20	目的物件所在地	物件確認、写真撮影 (外観) 現況調査日程調整連絡及び照会書投函
R8年 4月27日 (月) 13:30 — 14:20	目的物件所在地	占有状況調査、立入調査 (間取確認) 写真撮影 (屋内外)、評価人同行
R8年 5月11日 (月) 14:30 — 15:00	目的物件所在地	境界及び越境状況の調査、写真撮影 (屋外)、評価人同行
R8年 5月12日 (火) 10:45 — 11:00	(電話)	株式会社アースモス代表者に建物越境の経緯について聴取 (電話)
R8年 (土) : — :		
R8年 (土) : — :		
(特記事項) ☐ 令和 年 月 日 目的物件は全戸不在で、施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。 ☒ 令和 8 年 4 月 27 日 目的物件は全戸不在で、施錠されていたので、立会人を立ち会わせ、解錠技術者に解錠させて建物内に立ち入った。 ☐ 令和 年 月 日 休日・夜間執行許可の提示をした。 ☐ 令和 年 月 日 目的物件は無施錠であったが、全戸不在であったため立会人を立ち会わせて建物内に立ち入った。		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

土地建物位置関係図（概略）



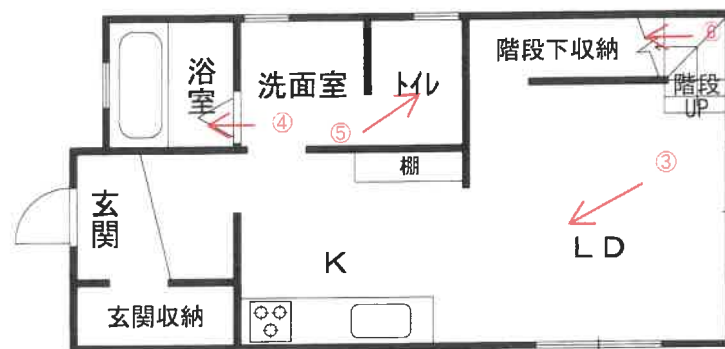
※境界杭等の位置を「□」で示す。

※写真番号及び撮影方向を「○」及び矢印で示す。

建物間取図（概略）



1 F



2 F



※写真番号及び撮影方向を「○」及び矢印で示す。

(7 枚目)

1 物件1土地及び物件2建物の外観

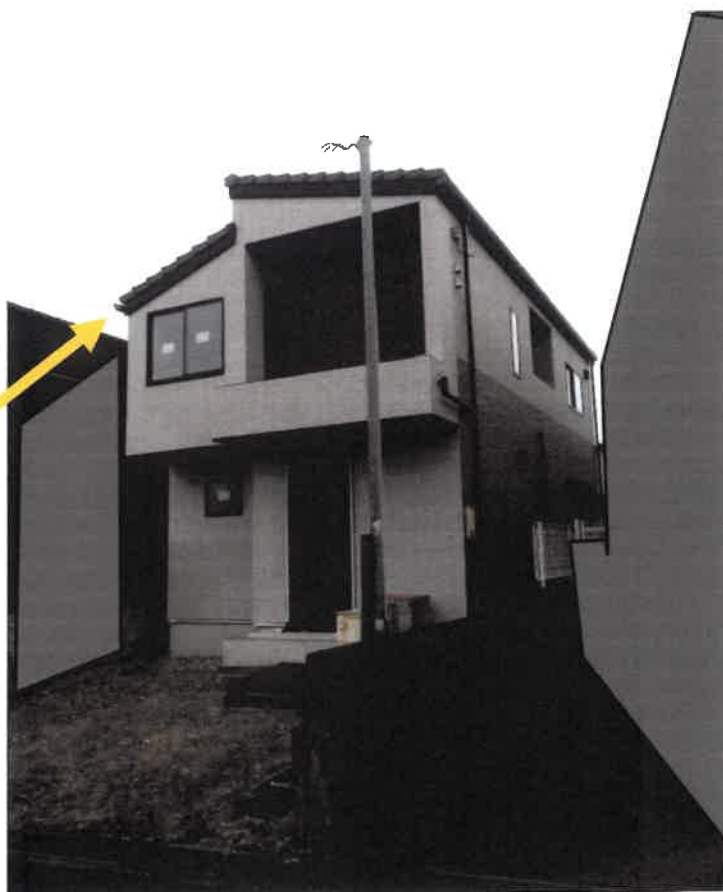
物件2建物



2

物件1土地及び
物件2建物の外観

物件2建物



3 物件2建物（1階LD）

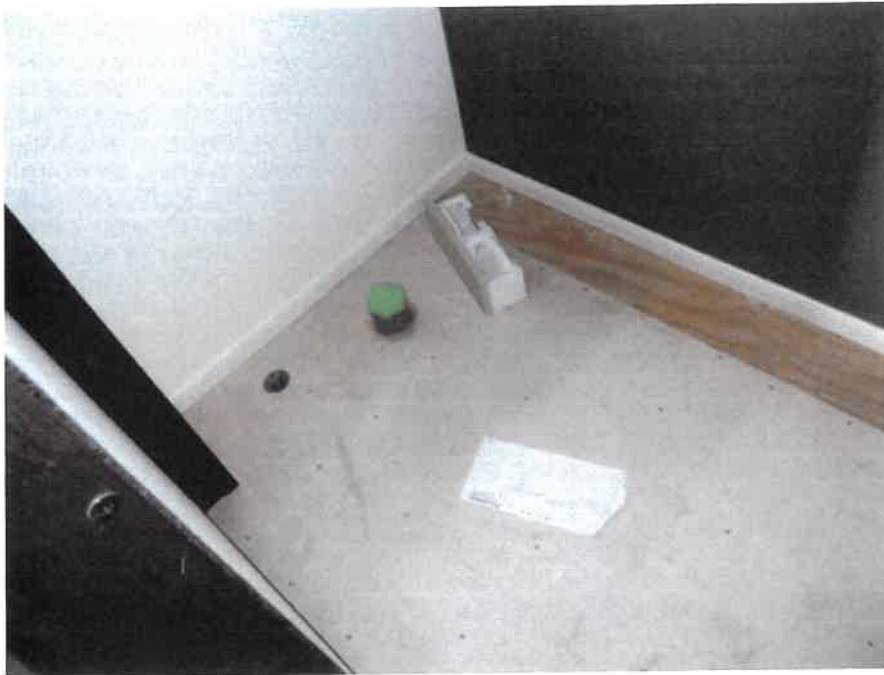


4 物件2建物（1階浴室）



(9 枚目)

5 物件2建物（1階トイレ）



6 物件2建物（階段）

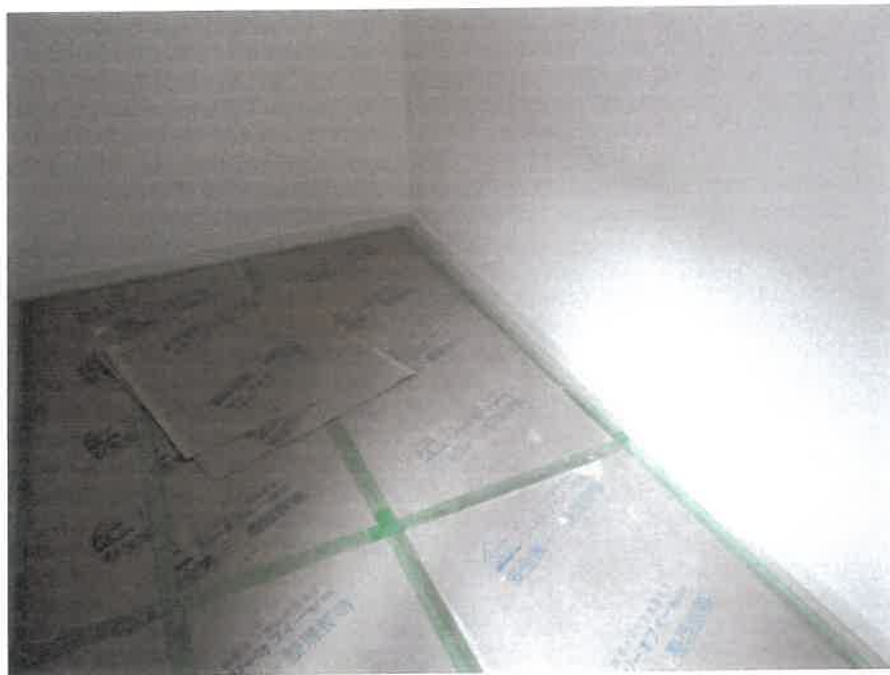


(10 枚目)

7 物件2建物（2階洋室（1））

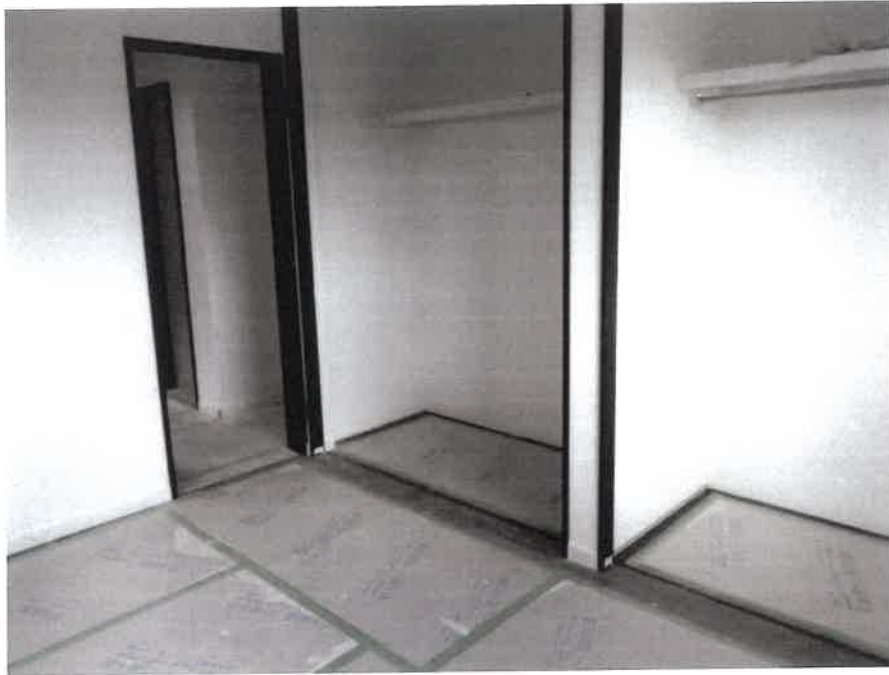


8 物件2建物（2階納戸）



（ 1 / 枚目 ）

9 物件2建物（2階洋室（2））



10 物件2建物外壁



(12 枚目)

令和 8 年（ケ）第 3 号
令和 8 年 3 月 3 0 日 受 理
令和 8 年 5 月 1 1 日 外 現 地 調 査
令和 8 年 6 月 1 日 評 価

名古屋地方裁判所民事第二部 御中

評 価 書

評価人 不動産鑑定士

中 島 豊 司

第1 評価額

一 括 価 格	
金 11,210,000 円	
内 訳 価 格	
物件1(土地)	金 3,150,000 円
物件2(建物)	金 8,060,000 円

- 1 一括価格は、物件1、2の各不動産について、一括売却（民事執行法61条本文）を行うことを前提とした場合の価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件1の内訳価格は物件2のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件2の内訳価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、競売の目的物の種類又は品質に関する不適合については担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

番号	所 在 等	登 記	現 況
1	所 在 地 番 地 目 地 積	尾張旭市緑町緑ヶ丘 100番90 宅地 107.93㎡	同左
2	所 在 家屋番号 種 類 構 造 床 面 積	尾張旭市緑町緑ヶ丘 100番地90 100番90 居宅 木造かわらぶき2階建 1階 40.57㎡ 2階 38.92㎡	同左
番号	特 記 事 項		
	なし		

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等（物件1）

位置・交通	地下鉄東山線「藤が丘」駅 北方 道路距離約2.6km 市バス「本地住宅」バス停 北東方 道路距離約370m (附属資料1「位置図」参照)	
付近の状況	昭和40年代に開発された、戸建住宅が区画整然と建ち並ぶ住宅団地である。	
主な公法上の規制等 (道路の幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制)	都市計画区分 用途地域 建ぺい率 容積率 防火規制 その他の規制	市街化区域 第一種低層住居専用地域 60% 100% 指定なし 居住誘導区域、宅地造成等工事規制区域、砂防指定地、愛知県建築基準条例第8条（がけ条例）
画地条件	地積 107.93㎡ 間口 約6.0m 奥行 約17.9m 形状 長方形地	
接面道路の状況	西側で幅員約6mの舗装市道（建築基準法第42条1項1号道路）に路面と概ね等高に接面する。	
土地の利用状況等	物件2建物の敷地として利用されている。	
供給処理施設 (敷地内引込の有無を基準としている)	上水道 あり（特記事項※5参照） ガス配管 あり（特記事項※5参照） 下水道 あり（特記事項※5参照）	
土壤汚染の可能性の調査	目的土地の利用状況について、過去の住宅地図，都市計画基本図等の資料調査の結果は以下のとおりである。なお，土壤汚染の有無及びその程度は不明であり，その把握には専門機関によるサンプル調査が必要である。 昭和40年代中頃までは荒地，山林等であった模様であり，その後の住宅開発により現在の街区が形成された。昭和48年以降，物件2建物が建築されるまでは戸建住宅の敷地として利用されていた模様である。	
特記事項	※1 周知の埋蔵文化財包蔵地の指定はない。 ※2 目的土地は東側隣接土地より約3m高く，目的土地側に擁壁が築造してある。建て替えの際には愛知県建築基準条例第8条（がけ条例）の適用を受ける。（附属資料6「土地建物配置図（概略）」参照） ※3 目的土地のうち※2の擁壁以东（目的土地の約17%）は，擁壁自体及び隣接土地との高低差により利用困難である。（附属資料6「土地建物配置図（概略）」参照）	

特 記 事 項	※４ 目的土地東側隣家の建物及び差し掛けが目的土地側へ越境している。（附属資料６「土地建物配置図（概略）」参照） ※５ 上水道，下水道，都市ガスとも敷地内への引込みはあるが（現地確認したところ，水道メーター，下水公共ますは設置済，都市ガスメーターは未設置。），これら引込みと建物内の各設備とは接続されていない。したがって，建物内の各設備は現状のままでは使用できない。 ※６ 東側隣接土地（地番１００番８８）は，尾張旭市の所有である。尾張旭市環境課にて確認したところ，当該土地は，以前存在した集中浄化槽（污水处理場）へ繋ぐ排水管のための用地であったとの回答を得た。
---------	--

2 建物の概況及び利用状況（物件2）

区 分	主である建物
建築時期及び経済的残存耐用年数	建築年月日（登記記載） 令和 4年10月10日新築 経過年数 約 4年 経済的残存耐用年数 約21年
仕 様	構 造 木造 屋 根 かわら 外 壁 サイディング 内 壁 クロス等 天 井 クロス等 床 フローリング等 設 備 特記事項※1参照 その他 特になし
床面積（現況）	「第3 目的物件」欄記載のとおり。
現況用途等	現況用途 居宅 間取り 2LDK+納戸 （附属資料7「建物間取図（概略）」のとおり。）
品 等	普通
保守管理の状態	普通
建物の利用状況	「現況調査報告書」記載のとおり。
特記事項	※1 以下のとおり建築工事が途上であり、建物として機能させるには相応の費用が必要である。 上水道、下水道、都市ガスについては、建物内の設備が各々敷地内引込み管に接続されておらず、現状のままでは使用できない。電気工事の進捗は不明（コンセント、電気スイッチは見当たらなかった。）、トイレの便器、洗面室の洗面台、各部屋の建具は設置されておらず、工事用養生シート、建築資材が残置されている。 ※2 目的建物について、以下のとおり建築確認に係る確認済証及び検査済証は交付されている。（尾張建設事務所建築課にて確認） 確認済証番号：確認サービス第KS122-0410-56108号 （計画変更後の確認済証） 交付年月日：令和4年5月27日 検査済証番号：確認サービス第KS122-0410-56108号 交付年月日：令和4年11月18日

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

(1) 建付地価格(物件1)

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

番号	標準画地価格 (円/㎡)	個別 格差	地 積 (㎡)	建付 減価	建付地価格 (円)
	ア	イ	ウ	エ	ア×イ×ウ×エ
1	109,000	0.85	107.93	1.00	10,000,000

特に注記ない場合、計算結果の数値は万円未満を四捨五入する端数処理を行った。
(以下同じ)

ア 標準画地価格(公示価格等からの規準)

地価調査 尾張旭-3

$$\begin{array}{cccccc} \text{基準地価格} & \text{時点修正} & \text{標準化補正} & \text{地域格差} & \text{標準画地価格} & \\ 108,000 \text{ 円/㎡} & \times 100.8/100 & \times 100/107 & \times 100/93 = & 109,000 \text{ 円/㎡} & \\ & & & & \text{(上三桁未満四捨五入)} & \end{array}$$

◇時点修正：公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇標準化補正：方位 1.07

◇地域格差：交通接近条件、環境条件格差等を考慮。

イ 個別格差：目的土地の一部が利用困難 0.85

ウ 地積：登記数量による。

エ 建付減価：建物と敷地との適応の状態等を考慮した。

(2) 建物価格(物件2)

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物価格を求めた。

番号	再調達原価 (円/㎡)	現況延床 面積(㎡)	現価率	建物価格 (円)
	ア	イ	ウ	ア×イ×ウ
2	180,000	79.49	0.42	6,010,000

ウ 現価率：

- ・現価率＝〔残価率 5%＋(1－残価率 5%)×{経済的残存耐用年数 21 年／(経済的残存耐用年数 21 年＋経過年数 4 年)}〕×(1－観察減価等 50%)＝0.42
- 観察減価等：建築工事が途上であること等を考慮した。

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

(1) 土地利用権等価格

番号	建付地価格 (円) ア	土地利用権等割合 イ		土地利用権等価格 (円) ア×イ
1	10,000,000	0.55	法定地上権	5,500,000

イ 土地利用権等割合：土地利用権等を法定地上権と判定し、その割合を55%と査定。

(2) 内訳価格及び一括価格

番号	基礎となる 価格 (円) ア	土地利用権等 価格の控除及 び加算 (円) イ	占有 減価 修正 (円) ウ	市場 性修 正 エ	競売 市場 修正 オ	評価額 (円) $\{(ア \pm イ) - ウ\} \times$ $エ \times オ$
1	10,000,000	-5,500,000		1.0	0.7	3,150,000
2	6,010,000	+5,500,000	0	1.0	0.7	8,060,000
一括価格（合計）						11,210,000

ウ 占有減価修正：必要なし。

エ 市場性修正：必要なし。

オ 競売市場修正：評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

第6 参考価格資料

基準地価格（尾張旭－3）

所 在：尾張旭市長坂町南山2874番187
価 格：108,000円／ m^2
位 置：地下鉄東山線「藤が丘」駅の北東方道路距離約3.3km
価 格 時 点：令和7年7月1日
地 積：267 m^2
供給処理施設：水道・下水・ガス
接 面 街 路：南側6m市道に接面
用途指定等：第一種低層住居専用地域（建ぺい率60%，容積率100%）
地域の概要：中規模一般住宅が建ち並ぶ区画整然とした丘陵地の住宅地域

第7 附属資料

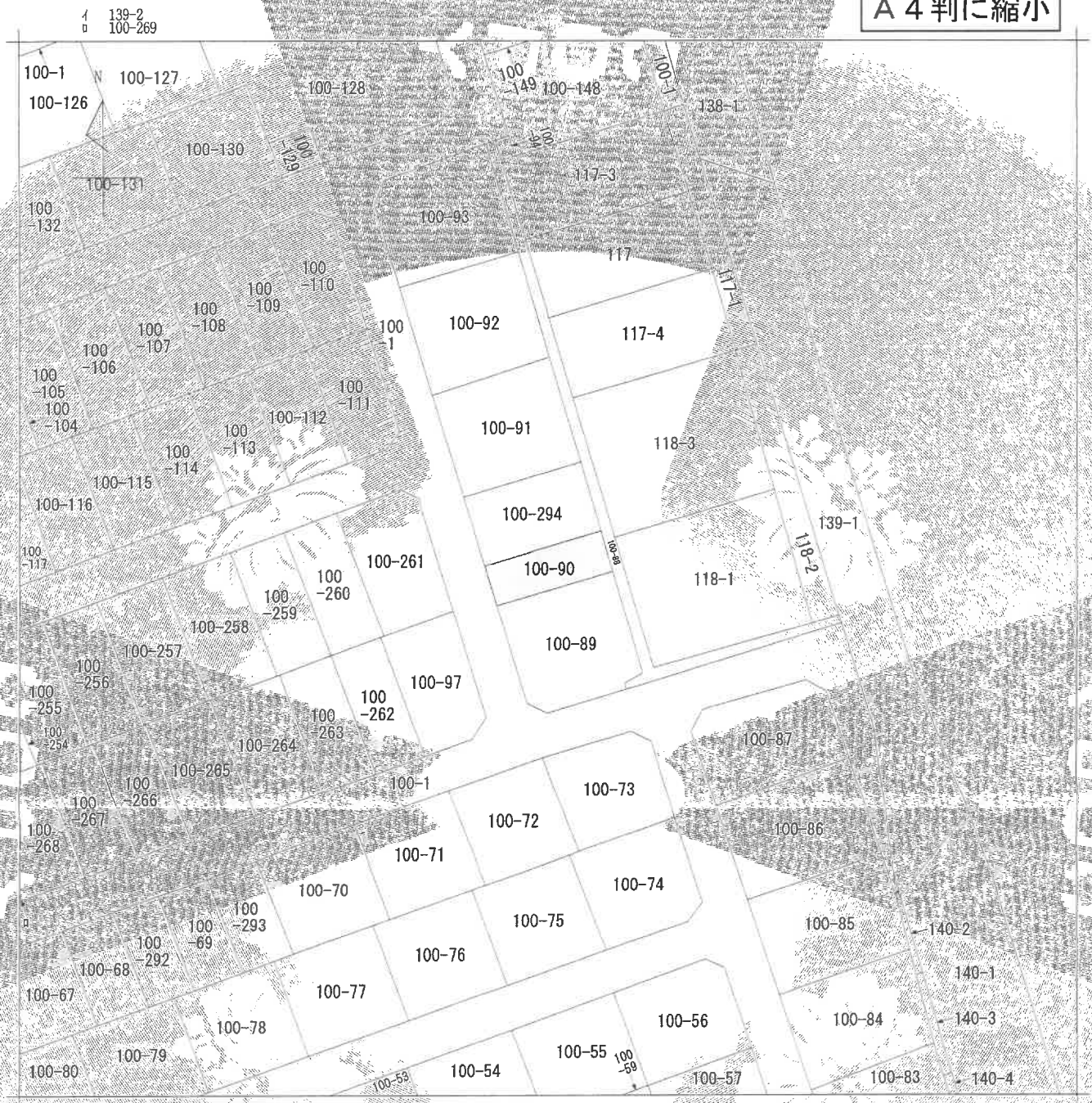
- 1 位置図
- 2 付近案内図
- 3 公図写
- 4 地積測量図写
- 5 建物図面・各階平面図写
- 6 土地建物配置図（概略）
- 7 建物間取図（概略）
- 8 現況写真

以 上





A 4 判に縮小



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。

地番区域見出し
緑町緑ヶ丘

請求部	所 在	尾張旭市緑町緑ヶ丘				地 番	100番90	
出 力 縮 尺	1/600	精 度 区 分	座標系番号又は記号	分 類	地図に準ずる図面		種 類	旧土地台帳附属地図
作 成 年 月 日				備 付 年 月 日 (原図)			補 記 事 項	

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

(名古屋法務局春日井支局管轄)

令和8年1月6日

名古屋法務局

請求番号：17-1
(1/1)

登記官

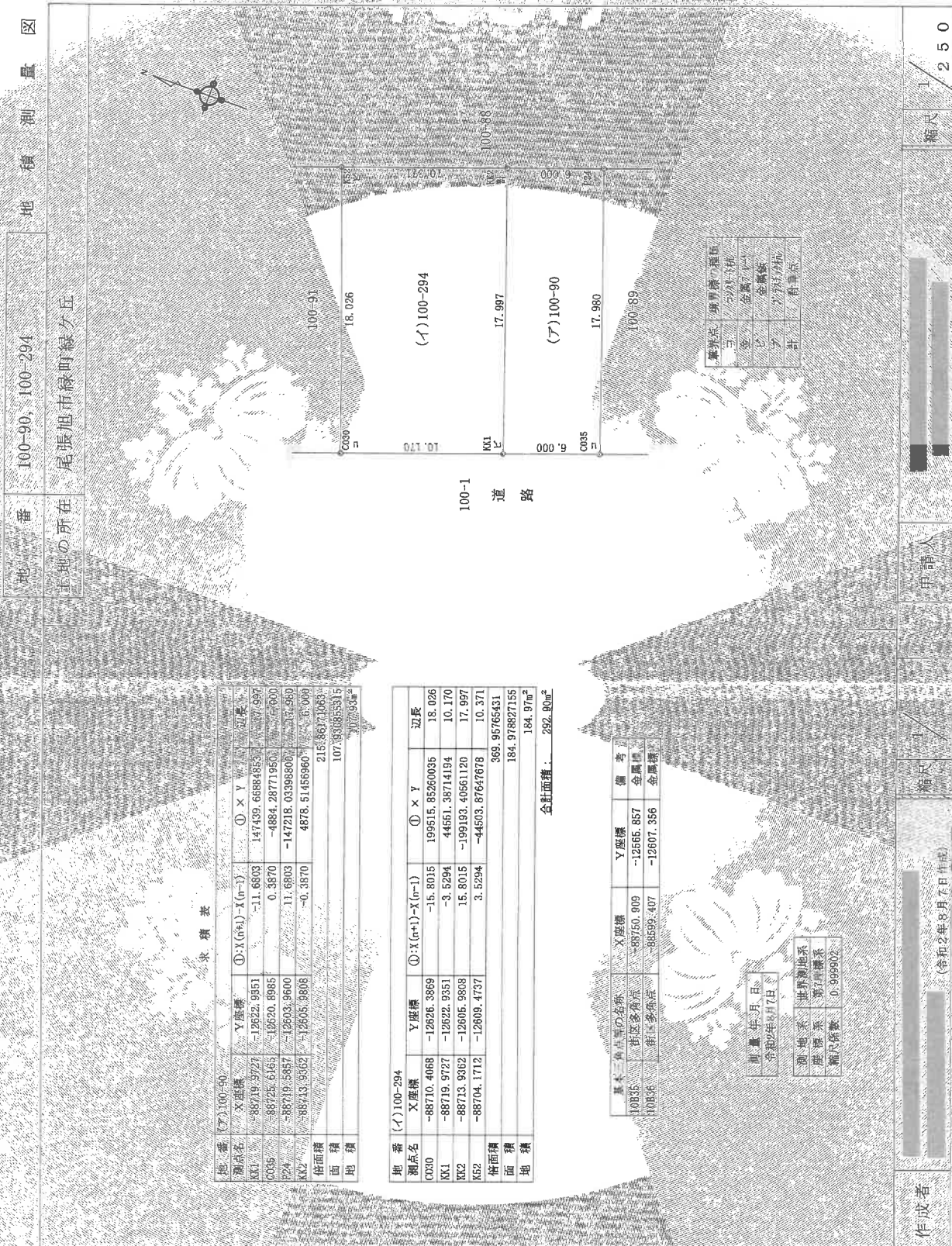
これは図面に記録されている内容を証明した書面である
(名古屋法務局春日井支局管轄)
令和8年1月6日 名古屋法務局

令和8年1月6日

名古匯英務司

發售品目

請求番号：17-2



各 階 平 面 図

家 屋 番 号

建 物 図 面

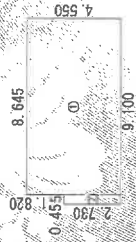
100番90

尾張旭市緑町緑ヶ丘100番地90

建物の所在



1 階



求 積 表

①	8.645 × 4.550	=	39.334750
②	0.455 × 2.730	=	1.242150

合 計	40.576900
床面積	40.57 m ²

2 階



求 積 表

①	3.640 × 4.550	=	16.562000
②	1.820 × 2.730	=	4.968600
③	3.640 × 4.550	=	16.562000
④	0.455 × 1.820	=	0.828100

合 計	38.920700
床面積	38.92 m ²

(単位: m)

作成者

縮尺

250

申請人

縮尺

500

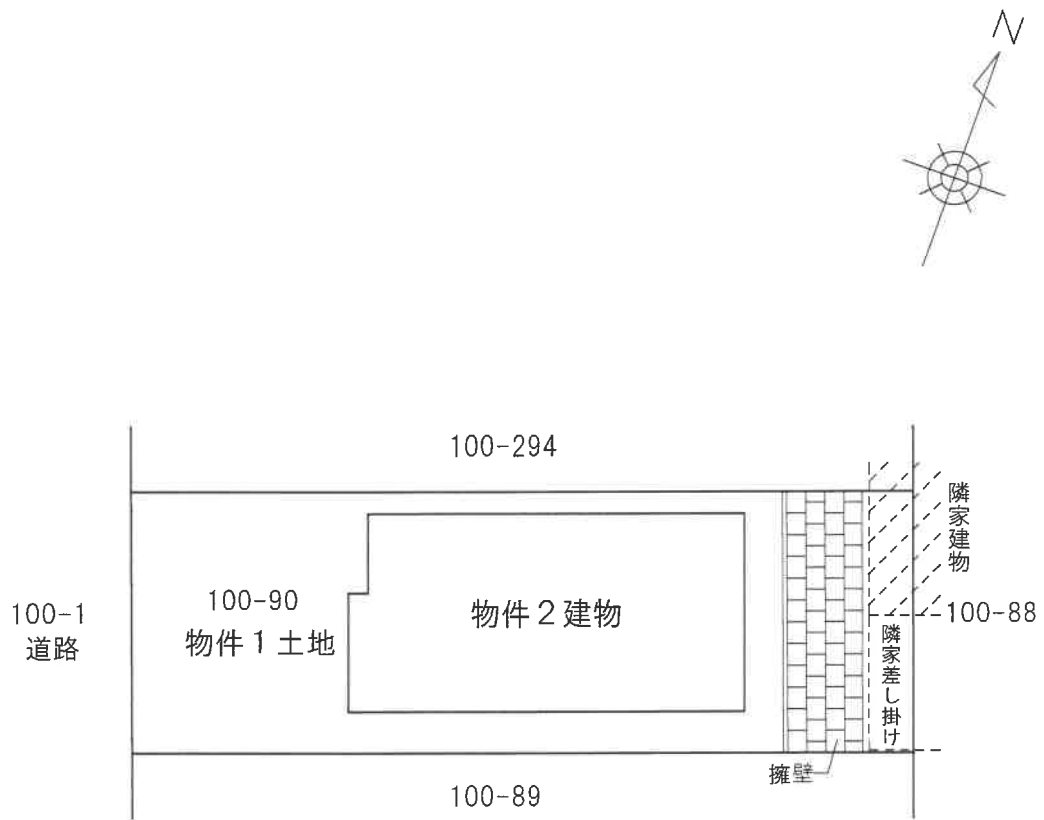
登記年月日: 令和4年10月14日

これは図面に記載されている内容を説明した書面である
(名古屋法務局春日井支局管轄)

令和8年1月6日 名古屋法務局

登記官

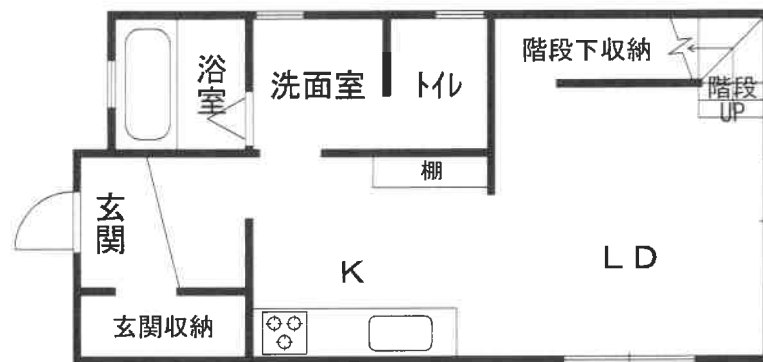
土地建物配置図（概略）



建物間取図（概略）



1 F



2 F





NO. 1

目的物件全景



NO. 2

目的物件全景